

令和 4 年度 地域密着型サービス事業所に対する指導状況について

1 運営指導について

介護保険法第 24 条の規定に基づき、事業所に対し、事前に実施日等を通知し、事業所において個別に指導を行っている。

- ・ 入所系サービスは、概ね 3 年に 1 回実施
- ・ 居宅系サービスは、概ね 5 年に 1 回実施

(1) 令和 4 年度 運営指導実施状況（令和 5 年 1 月 1 日現在）

| | 対象サービス | 件数 | 指摘なし | 口頭指導のみ | 文書指導あり |
|----------------|-----------------------|----|------|--------|--------|
| 1 | 地域密着型通所介護 | 7 | 1 | 0 | 6 |
| 2 | 認知症対応型通所介護 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 3 | 小規模多機能型居宅介護 | 2 | 0 | 1 | 1 |
| 4 | 認知症対応型共同生活介護（グループホーム） | 2 | 0 | 0 | 2 |
| 5 | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 2 | 1 | 0 | 1 |
| 6 | 看護小規模多機能型居宅介護 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 計 | | 15 | 2 | 1 | 12 |
| (参考) 令和 3 年度 計 | | 16 | 1 | 0 | 15 |

(2) 主な指導事項

- ① 運営推進会議において、事業所の活動状況の評価を受けていない。
- ② 非常災害計画の作成がされていない。避難訓練等を行っていない。
- ③ 研修を行った際に使用した資料が保存されておらず、記録がないため、研修が適切に実施されていることが確認出来ない。
- ④ ハラスメントを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていなかった。

【令和 5 年 1 月 1 日現在】

⇒すべての事業所から、改善報告書が提出され、適切に運営されている。

2 集団指導について

集団指導は、介護サービス事業者を一堂に集め、事業所において適切なサービスを提供するために必要な情報（遵守すべき法令の内容、各種サービス提供の取扱い、介護報酬請求に関する事項等）を伝達することを目的として実施している。

地域密着型サービス事業所を含む市内の介護保険サービス全事業所に対して、年1回実施し、上記に加えて、運営指導で指摘事項の多い内容を伝え、当該年度に運営指導がなかった事業所に対しても改善の機会を設けている。

令和4年度の開催については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、昨年度に引き続き3月頃ホームページへの資料掲載による書面開催を予定している。

《ポイント》

- ・ 運営指導においては、今年度も多くの事業所で指導事項が見られた。運営推進会議に関する指導など、地域密着型サービス特有の事項もあり、事業所の適正な運営を確保するため、指導を通して、事業所における法令遵守の意識づけを引き続き図っていく。